



# 鳥取県公報

平成18年3月31日(金)  
号外第58号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**規 則**

- 鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則 (44) (県民生活課) ..... 3
- 鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則 (45) (産業技術センター) ... 3
- 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (46) (経営支援課) ..... 4
- 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則 (47) (生産振興課) ..... 5
- 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (48) (管理課) ..... 7

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

- 1 消費者相談の利便性を向上させるため、消費生活センターの開所時間を9時から17時までを午前8時30分から午後5時までとすることとした。(第2条関係)
- 2 この規則は、平成18年4月1日から施行することとした。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由  
産業技術センターに新たに導入した機器を県民の利用に供するため、その設備使用料を定める。
- 2 規則の概要  
(1) 産業技術センターの設備に係る使用料に新たに次の機器に係る使用料を加える。

区 分		単 位	金 額
分析機械	グロー放電発光分光分析装置	1時間につき	1,590円
	機能性成分分析装置	1時間につき	850円
加工機械	真空凍結乾燥機	1時間につき	170円

- (2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由  
農業近代化資金を認定農業者及び準認定農業者に貸し付ける融資機関に対して県が行っている利子補給のうち、通常の利子補給に上乘せして行っているものについては、融資機関の貸付金利が低い状況で推移しているため上乘せによる効果が少ないこと、及び農業者等が一定の金利負担を見込んだ上で自立した農業経営を確立すべきであることにかんがみ、平成18年3月31日限りで廃止する。

認定農業者・・・農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法の規定による果樹園

経営計画の認定を受けた者

準認定農業者…知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善計画の認定を受けた者

## 2 規則の概要

- (1) 認定農業者及び準認定農業者に農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対する利子補給率の上乗せに係る規定を削る。
- (2) 施行期日等  
施行期日は、平成18年4月1日とする。  
所要の経過措置を講じる。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、平成18年4月1日から、これまで財団法人鳥取県文化振興財団に委託していた鳥取二十世紀梨記念館の施設設備の管理を県が直営で行うこととなった。
- (2) (1)に伴い、梨に関する総合情報・学習拠点として適正な施設設備の管理を行うため、休館日について見直しを行うとともに、県が直営で管理するために必要となる事項を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取二十世紀梨記念館の管理の委託に係る規定を削る。
- (2) 鳥取二十世紀梨記念館の休館日を次のとおり改める。

改 正 後	現 行
毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日 1月1日から同月3日までの日 12月29日から同月31日までの日	毎月の第3月曜日 12月28日から同月31日までの日

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(2)は、同年7月1日とする。

鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたこと、並びに県内の経済状況が依然として厳しいことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き下げる。

## 2 規則の概要

- (1) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.4パーセント（現行 3.6パーセント）とする。
- (2) 施行期日等  
施行期日は、平成18年4月1日とする。  
所要の経過措置を講じる。

規 則

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第44号**

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(開所時間) 第 2 条 消費生活センターの開所時間は、 <u>午前 8 時30</u> <u>分から午後 5 時までとする。</u>	(開所時間) 第 2 条 消費生活センターの開所時間は、 <u>9 時から17</u> <u>時までとする。</u>

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第45号**

鳥取県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第17 条関係）				別表（第17 条関係）			
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額	
1 分析機械	略			1 分析機械	略		
	蛍光 X 線分析装置	1 時間 につき	770円		蛍光 X 線分析装置	1 時間 につき	770円
	グロー放電発光 分光分析装置	1 時間 につき	1,590円				
	機能性成分分析 装置	1 時間 につき	850円				
略				略			
4 加工機械	略			4 加工機械	略		

数値制御彫刻機 (NC彫刻機)	1時間 につき	210円
真空凍結乾燥機	1時間 につき	170円

備考 略

数値制御彫刻機 (NC彫刻機)	1時間 につき	210円
--------------------	------------	------

備考 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第46号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</u></p> <p><u>(1) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の規定による経営改善計画の認定又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の規定による果樹園経営計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第4号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善計画、経営改善計画又は果樹園経営計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村（農業近代化資金の貸付けを受けた者の住所地を管轄する市町村をいう。以下同じ。）が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代</u></p>

化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

(2) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法12条第4項の農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第4号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第3条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(休館日)	(休館日)

第3条 二十世紀梨記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2及び3 略

(利用の申込み)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の使用料は、知事が別に定めるものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 次の各号に掲げる事由により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提示しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(2) 前項第2号に掲げる事由 介護保険被保険者証

(権限の委任)

第8条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事

第3条 二十世紀梨記念館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎月の第3月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

(2) 12月28日から同月31日までの日

2及び3 略

(利用の申込み)

第4条 条例第2条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第7条の規定により利用料金を減額し、又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の利用料金は、財団法人鳥取県文化振興財団が、あらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

(1) 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。

(2) 略

(3) 略

(4) その他財団法人鳥取県文化振興財団が特に必要があると認めるとき。

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に定める書面を財団法人鳥取県文化振興財団に提示しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面

(2) 前項第3号に掲げる事由 介護保険被保険者証

の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(雑則)

第9条 略

(雑則)

第8条 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は、同年7月1日から施行する。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.4パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年<u>3.4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅</p>	<p>(履行遅滞の場合における損害金)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>(請負代金の支払)</p> <p>第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事<del>が</del>その責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅</p>

延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。

4～8 略

延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を知事に返還しなければならない。

4～8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定する請負契約に係る新規則第58条の2第1項の損害金、新規則第59条第3項及び第62条第3項の遅延利息並びに新規則第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。